

物価高対応子育て応援手当【国制度】

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

物価高の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を支援するため物価高対応子育て応援手当(児童1人あたり2万円)を支給します。詳しくは町ホームページをご確認ください。



【支給対象者】

- ・神川町から令和7年9月分の児童手当を受給している児童手当受給者(申請不要)
- ・所属庁から令和7年9月分の児童手当を受給している公務員の方
- ・令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童を養育している方
- ・支給対象者に該当する方の配偶者であって、基準日(令和7年9月30日)の翌日以後に離婚(調停中を含む。)により新たに児童手当の受給者になった方

※離婚等により受給者が変更になった方は町民福祉課にお問合せください。

【申請期限】

3月31日(火)※新生児の方は別途対応します。

福祉3医療助成制度のご案内

問合せ 町民福祉課 福祉担当・子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

対象となる方が保険医療機関等を受診した際の医療費の自己負担額を助成します。以下に該当する方で登録されていない方はお問合せください。なお、①～③の制度に重複して登録することはできません。

すでに登録されている方で未申請の医療費がある方や加入する保険や住所等に変更がある場合は、お早めに申請をお願いします。

①こども医療費助成制度

対象者 町内在住で18歳到達後の最初の3月31日までの児童
※対象とならない場合もあります。詳しくは町民福祉課までお問合せください。

②ひとり親家庭等医療費助成制度

対象者 ・母子家庭、父子家庭、親がいないため親に代わってその子どもを育てている養育者家庭の保護者と児童(こども医療費を受給している児童は対象外)
・父(母)に一定の障害がある家庭の児童を監護する母(父)とその児童

※児童とは、18歳になった年度の末日(3月31日)までの子どもです。また、一定の障害がある児童の場合は20歳になるまでが該当となります。

※児童扶養手当に準じた所得制限があります。

③重度心身障害者医療費助成制度

対象者 ・身体障害者手帳1級～3級所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者
・療育手帳④・A・B所持者 ・後期高齢者医療保険の障害認定を受けた方
・精神障害者保健福祉手帳2級所持者(自立支援医療利用分に限る)

※65歳以上で上記に該当する手帳を新たに取得された方は対象外です。

※所得により支給停止となる場合(所得制限)があります。

児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当のご案内

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

【児童手当】

家庭等における生活の安定と次世代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するための制度です。

対象 18歳に到達した日以降最初の3月31日までの児童(高校卒業まで)を育てている方

支給月 4月・6月・8月・10月・12月・2月

※公務員の児童手当は所属庁から支給のため、公務員になった時や退職した時には手続きが必要です。

支給対象	月額(第1子、第2子)	月額(第3子以降)
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳～高校生年代(18歳に到達した最初の年度末)まで	10,000円	30,000円

※進学や就職に関わらず、22歳の年度末までの兄や姉について親等の経済的負担がある場合、多子加算の対象としてカウントされます。

※支払通知書は廃止となりました。支給額等の確認は支払日以降に通帳の記帳によりご確認ください。

【児童扶養手当】 ※所得に応じて支給額が決まります。

父母の離婚や死亡等により父または母と生計を同じくしていない児童を育てている家庭(ひとり親家庭など)や、父または母に政令で定める程度以上の障害のある家庭を支援するための制度です。

対象 下記に該当する、18歳に到達した日以降最初の3月31日までの児童を育てている方

※児童に政令で定める程度以上の障害がある場合は20歳まで対象となります。

- ・父母の離婚や死亡等により、父または母と生計を同じくしていない児童
- ・父または母に政令で定める程度以上の障害がある児童

支給月 3月・5月・7月・9月・11月・1月 ※月額は令和8年4月からの支給額となります。

児童数	全額支給(月額)	一部支給(月額)
1人の場合	48,050円	48,040円～11,340円
2人目以降加算額	11,350円	11,340円～5,680円

※申請者や配偶者、同居等生計を同じくしている直系血族や申請者の兄弟姉妹が所得限度額を超えている場合には支給されません。

【特別児童扶養手当】

精神または身体に政令で定める程度以上の障害のある児童を育てている家庭を支援するための制度です。

対象 精神または身体に政令で定める程度以上の障害がある20歳未満の児童を育てている方

支給月 4月・8月・11月 ※月額は令和8年4月からの支給額となります。

障害の状態	月額(児童1人につき)
1級(重度障害児)	58,450円
2級(中度障害児)	38,930円

以下の場合には支給されません。

- ・申請者や配偶者、同居等生計を同じくしている直系血族や申請者の兄弟姉妹が所得限度額を超えている
- ・対象の児童が障害による公的年金を受け取ることができる
- ・児童福祉施設等に入所している